

第 1744 回 (3 月 3 日)

市場経済移行下のルーマニア農業の 動向とプライベタイゼーション

稲 垣 紀 夫

ルーマニアにおいて 1989 年革命以降の民主化政策の中で、1991 年に 1 家族当たりの農地返還の上限が 10 ヘクタールと定められていたものが、1997 年 11 月 2 日に新たに 50 ヘクタールを上限とする土地返還政策がとられた。

本報告ではルーマニア農業の現状、特に 1990 年からのこれまで実施してきた農業部門における改革の成果と問題点を明らかにすることを目標とした。

このため、1990 年以降のマクロ経済情勢と経済改革、他の東欧諸国と比較してのルーマニア農業の特徴、1945 年以降のルーマニアの農地改革の歴史について順を追って、最後にルーマニア農業において革命後個人農がなぜ存立したかについて、若干考察した。

1990 年以降のルーマニア農業の特徴は 1989 年革命以降の農地返還後、多数の個人農が出現し、現在もこの状態が継続していることにある。

東欧革命後に民主化政策が押し進められる中、1989 年～1997 年の 8 年間にわたり行われてきたルーマニアの農業部門におけるプライベタイゼーションの中心政策は、国営農場の民営化でもなく、個人農の創出・育成政策でもない旧所有者への農地返還を主とする土地所有制度の改革であった。この結果、農業資材供給や農産物流通部門などは全く民営化されず、多数の零細個人農と大規模国営農場が混在するというルーマニアの農業構造が出来上がった。この小農創設は、将来展望を見据え、競争力のある個人農を育成したり、協同農場の土地所有関係を清算し近代的な農業経営を確立することを直接の目的としたわけではなく、民営化という一般理念に基づいて

行われたものであった。

農業全体では、圃場の細分化と一部生産手段の機械化からの後退という農業経営の非効率率を招いたように見えるこの改革は、農業就業者数の増加による投下労働力の増大に伴い、農業生産の増大という結果となって現れ、農業生産が総じて落ち込みをみせた他の東欧諸国の農業改革の結果とは一線を画すものであった。

個人農の存立の条件として、1) 農民の農業に対する意欲の変化、2) 農民が独立して農業を営むための資質を備えていた。3) 農民が農業を開始するために必要な生産手段を保持していた。4) 農村に生活インフラが保持されていたことがあげられる。

本報告では、この理由を伝統農村および伝統農民の存続に求め、今後の政策課題として伝統農村および伝統文化への配慮を指摘した。